



学びと育ちの相談センター

令和7年度 公開学習会報告

講話「合理的配慮をどう考えるのか」

講師：坂井 聡 先生

今年度の公開学習会は、香川大学教育学部教授・香川大学バリアフリー支援室室長・香川大学教育学部附属特別支援学校校長の坂井聡先生をお迎えし、合理的配慮や子どもたちへの向き合い方についてご講演いただきました。今回の支援教育部だよりでは、その講話の一部をご紹介します。

<障害とは>

「障害」には WHO（世界保健機関）が定めた2つの分類の仕方があります。

【医学モデル】

- ・機能障害→能力障害→社会的不利の一方通行の流れ
- ・社会的な環境や物理的な環境の役割を反映していない

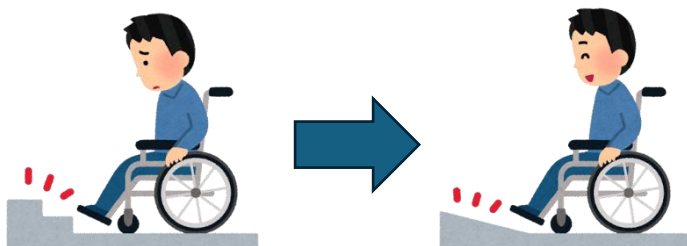
【社会モデル】

- ・障害は健康状態と背景因子との相互作用ないしは複雑な関係と考える

例えば、階段を上ることが難しい人に対して…

【医学モデル】 その人の身体機能を修正して階段を上れるようにしようと考えます。

【社会モデル】 階段の代わりに車椅子で上りやすいスロープをつけ、階段を使わなくても良い環境を整備します。



機能的障害はなくなりませんが、
生活上の障害ではなくなります。

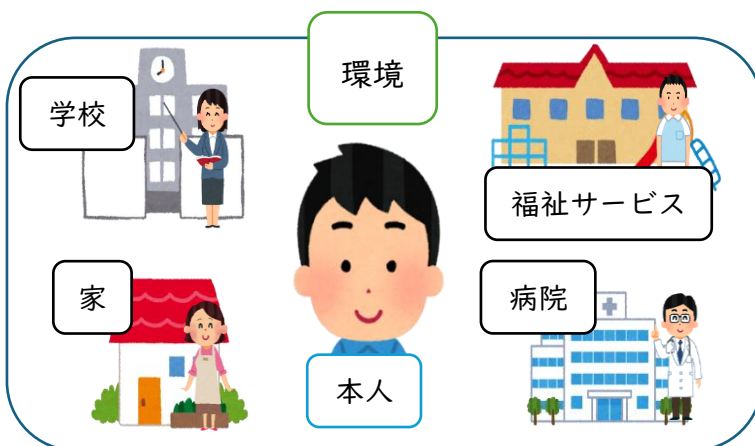
<自立とは>

- ・誰かに助けをもらいながら、自分らしく生きていくこと
- ・尊厳ある人と認めたり、認められたりすること
- ・困ったときに助けを求められること
- ・自分をポジティブに認めること



＜意欲をもって生活するための環境＞

- 子どもにとって、周囲の大人は【環境】となります。
- ・子どもに分かりやすい言葉、方法で指示を出しているか？
 - ・子どもが苦手なもの、困っているものは何かを大人は正しく理解できているか？
- 【環境】となる大人が子どもの社会的障壁にならないよう、指導・支援の方法を考える必要があります。



意欲が出る環境

- ・行動の結果がポジティブに反映される
- ・「できる・できない」の確率は同じでも自分でやる
- ・他者と比較されない
- ・具体的な目標をたてる
- ・意欲が出るまでに必要な過程や時間など、大人が想像するコストと子どもが感じるコストの差を埋める
- ・成功場面での原因を明確にする



△比較する評価(〇〇番にできたね など)
◎個人内の成長の評価
(昨日より〇〇が良かったよ など)

＜合理的配慮＞

学校における合理的配慮は、文部科学省から以下のように示されています。

- ・障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
 - ・学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの
 - ・可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。
- (文部科学省 HP)

合理的配慮とは、障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮です。一人一人の児童生徒に合わせた配慮を行うことは、日々の生活や学習で子どもたちの意欲となり、ライフスキルを身に付けていくことにつながります。

合理的配慮の例 「これがあればできる！」を目指しましょう！



苦手な音を軽減するために
イヤーマフを使用する



黒板の文字が見えやすいように
席を前にする



黒板の文字を写すときに
タブレット端末を使用する